



# カ タ ガ ミ シ 市

「活き生き かたがみ の夢づくり」  
～一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市～



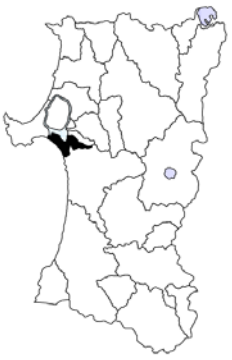
合併期日	平成17年3月22日	合併の方式	新設
合併関係市町村	天王町、昭和町、飯田川町		

所在地	潟上市天王字上江川47番地100
電話	018-878-2211
FAX	018-878-6086
ホームページ	<a href="http://www.city.katagami.lg.jp/">http://www.city.katagami.lg.jp/</a>
Eメール	<a href="mailto:info@city.katagami.lg.jp">info@city.katagami.lg.jp</a>

面積	97.96	km <sup>2</sup>	(H12国土地理院調査)
内訳	41.51	km <sup>2</sup>	天王町
	40.65	km <sup>2</sup>	昭和町
	15.80	km <sup>2</sup>	飯田川町

人口	35,711	人	(H12国勢調査)
内訳	21,687	人	天王町
	8,997	人	昭和町
	5,027	人	飯田川町

世帯数	11,277	世帯	(H12国勢調査)
内訳	7,156	世帯	天王町
	2,595	世帯	昭和町
	1,526	世帯	飯田川町

<p>位置・地勢</p>	<p>潟上市は、秋田県のほぼ中央の沿岸部に位置しており、東は井川町、南は秋田市、西は男鹿市、北は八郎湖を挟んで南秋田郡大潟村と接している。東部は南北に縦走する国道7号の周辺に小高い丘陵(女川層)が多数連なっており、出羽丘陵に続いている。中央部及び北部は、秋田平野の北辺部として八郎湖に向かって広大な田園地帯が広がり、肥沃な穀倉地帯となっている。西部は県内有数の3本の砂丘群が連なっているほか、日本海に面した沿岸部は秋田市から続く海岸砂丘となっており、砂丘群の間は集落や畑地、樹園地として活用されている。</p> <p>また、秋田自動車道、日本海沿岸東北自動車道等が整備されるとともに、秋田空港から車で30分程度の距離にあるなど、首都圏へのアクセスが容易となっており、県都秋田市に隣接した都市的な特性と、田園と湖に代表される豊かな自然環境を併せ持った地勢となっている。</p>	
--------------	---	---

<p>産業・観光</p>	<p>農業では米への依存度が高いが、野菜や果樹、花卉等を組み合わせた複合経営を戦略的に進め、経営基盤の強化を図っている。また、次代をリードする担い手の育成・確保を図っている。</p> <p>水産業では八郎湖内水面漁業のワカサギ・シラウオ、海水面漁業のアジ・アオ類・ハタハタなどの漁獲がある。また、種苗放流などを行い関係機関と連携のうえ、資源管理を行いながら生産性の高い漁業を進めている。</p> <p>商工業では、近年郊外型の大型小売店などの進出により市内小売業は厳しい状況にある。また、産業振興において最も重点的に取り組むべき事項として、昭和工業団地等への企業誘致を積極的に推進している。</p> <p>観光面では、天王グリーンランド、出戸浜海水浴場、ブルーメッセあきた、八郎潟ハイツなどの各種施設と天王グリーンランドまつり、八郎まつり、飯田川鷺舞まつり、東湖八坂神社祭等のイベントを融合させながら地域住民のみならず、市民及び観光客に親しまれるまちづくりを目指している。</p>
--------------	--



梅の里



天王グリーンランド スカイトワー



ブルーメッセ秋田

組織 (合併後初代)	市長	助役	収入役	議長	副議長
	石川 光男	—	—	赤平 末次郎	門間 英也
	H17.4.17~	—	—	H17.3.28~ H18.2.21	H17.3.28~ H18.2.21

行政 施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 水と緑に囲まれた快適環境のまちづくり</li> <li>2 人に優しいやすらぎのある住環境のまちづくり</li> <li>3 健やかで安心して暮らせる健康と福祉のまちづくり</li> <li>4 活力と創意工夫で豊かに暮らせる産業のまちづくり</li> <li>5 生涯学び創造性を育む教育と文化のまちづくり</li> <li>6 さわやかな笑顔を育む文化・スポーツの推進</li> <li>7 ともに支え温かにふれあえる交流と連携のまちづくり</li> </ul>
----------	--



市の木「クロマツ」

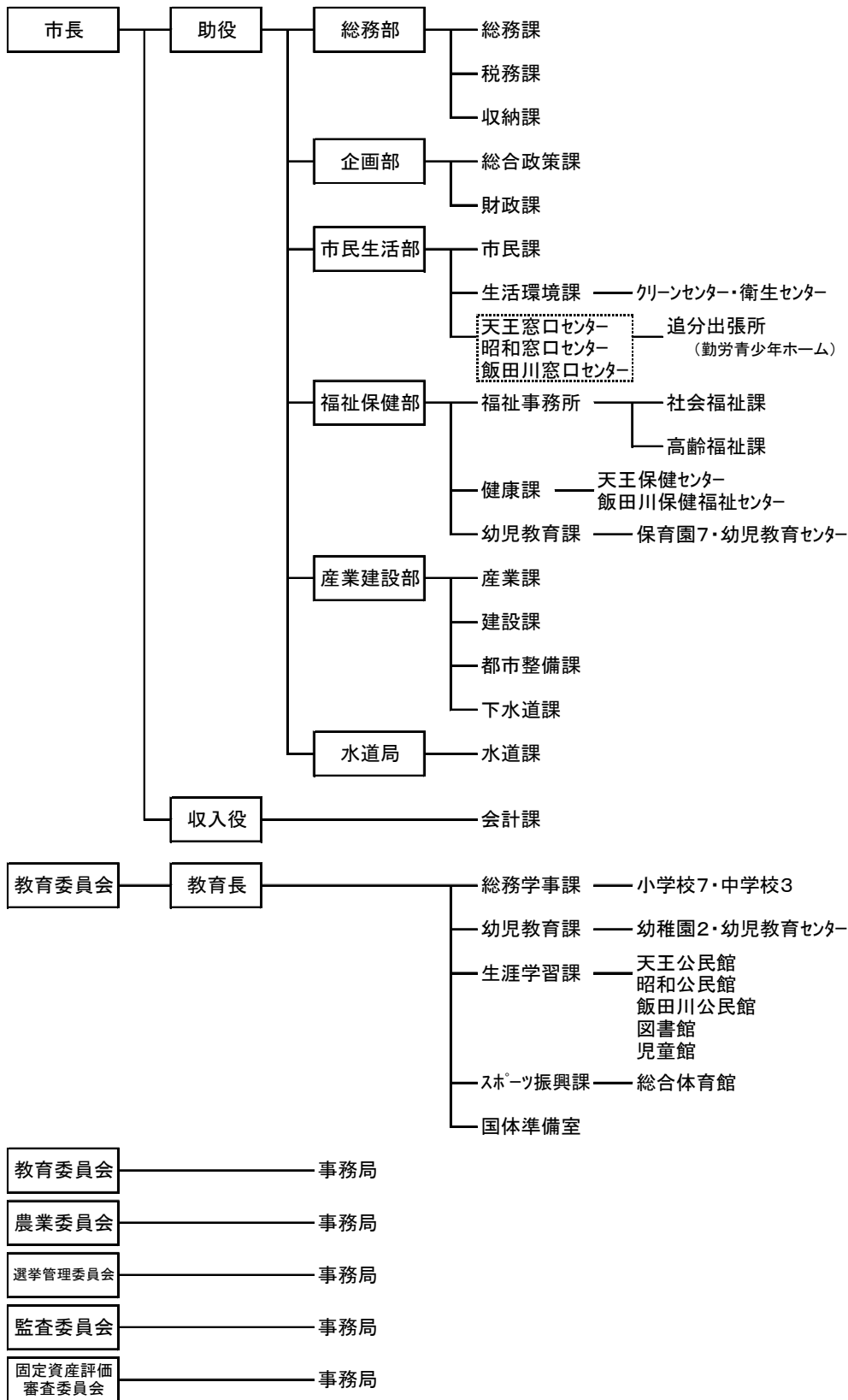


市の花「バラ」



市の鳥「シラスギ」

行政機構 (合併時点)



## 1 合併関係市町村の沿革

天王町:明治 22(1889)年に大崎村と合併し天王村となり、その後、昭和 26(1951)年に町制施行。

昭和町:明治 22(1889)年に上虻川村、井戸村、船橋村、槻木村、竜毛村、山田村が合併し豊川村となった。大久保村が大正 13(1924)年に町制施行。その後、昭和 17(1942)年に大久保町、飯田川町、豊川村が合併し昭和町が誕生した。昭和 25(1950)年、昭和町(大久保地区)、飯田川町、豊川村に分町分村し、昭和 30(1955)年に金足村の一部(乱橋・八丁目・佐渡)、昭和 31(1956)年に豊川村と合併し、昭和町が誕生した。

飯田川町:明治 22(1889)年に下虻川村、和田妹川村、金山村、飯塚村が合併し飯田川村となり、その後、昭和 10(1935)年に町制施行。昭和 17(1942)年に大久保町、豊川村と合併し昭和町となるが、昭和 25(1950)年に分町し再び飯田川町が誕生した。

平成 17(2005)年 3 月 22 日、上記 3 町が合併し「潟上市」が誕生した。

## 2 合併関係市町村間のつながり

3 町のうち、昭和町と飯田川町については、お互いに合併していた時期もあり、また、中学校を 2 町の一部事務組合で運営するなど、住民の生活圏及び文化圏などにおいて、特に一体感が強い地域であった。また、ごみ処理施設も一部事務組合とし天王町を含む 3 町で構成するなど、行政圏の結びつきもあった。そのため、合併後の事務の統合などの面においても比較的スムーズな移行が可能となった。このようなことから、3 町の人口・面積・財政規模等を引き継いだ潟上市は行財政規模においても、コンパクトな特性を活かしながら、合併後のさらなる一体感の醸成に努めている。



合併協議会

### 3 合併に向けた動き

市町村の合併の特例に関する法律及び平成 12 年に提示された秋田県市町村合併支援要綱等により、それまで消極的だった市町村合併を本格的に検討していくことになった。

各町においてもそれぞれ合併に関する勉強会、検討会などが立ち上がり、先進地の視察研修を実施するなど、事務レベルでの検討・情報収集等を行うとともに、住民座談会・説明会等も各町内で実施した。また、平成 14 年度中には合併の是非、合併の枠組みなどを調査するための住民アンケート（18 歳以上対象）もそれぞれの町で実施した。その結果、各町とも湖南地区 3 町（現在の枠組み）での合併を希望するという回答が、半数以上を占め、必然的に合併への気運が高まっていった。

#### 【合併に関するアンケート結果】

町名（調査時期）	天王町（H15. 2）	昭和町（H15. 2）	飯田川町（H14. 12）
対象人数	5,660 人	7,357 人	1,000 人
回答者数	2,952 人	4,725 人	650 人
回答率（%）	52.2%	64.2%	65.0%

結果	天王町	昭和町	飯田川町
合併必要	2,196 人（74.4%）	1,177 世帯（77.1%）	504 人（77.5%）
合併不要	331 人（11.2%）	156 世帯（10.2%）	45 人（6.9%）
わからない	416 人（14.1%）	142 世帯（9.3%）	100 人（15.4%）
無回答	9 人（0.3%）	51 世帯（3.3%）	1 人（0.2%）

↑調査結果：昭和町のみ世帯数

こうした中、平成 14 年 10 月、はじめに市町村合併情報交換会を立ち上げ、3 町の合併を事務方から検討協議し、その後、平成 15 年 2 月には湖南地域合併検討会という形で組織のレベルアップを図り、任意協議会設立についての準備に入った。

こうして平成 15 年 4 月に天王町・昭和町・飯田川町合併任意協議会が設立され、同年 7 月には法定協議会の設立へと進んでいった。

平成 14 年	10 月 16 日	第 1 回市町村合併情報交換会（全 5 回）
平成 15 年	4 月 16 日	天王町・昭和町・飯田川町合併任意協議会設立 （以降全 4 回開催）
	7 月 1 日	天王町・昭和町・飯田川町合併協議会設立 《法定協議会》
	7 月 12 日	第 1 回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会 （以降全 19 回開催）
	10 月 27 日	第 1 回新市建設計画検討委員会 （以降全 4 回開催）

平成 16 年	1 月 20 日	第 1 回新市名称候補選定小委員会 (以降全 2 回開催)
	7 月 23 日～	住民説明会 (3 町内 12 箇所)
	8 月 24 日	合併協定調印式
	8 月 26 日	合併関連議案議決 (3 町議会)
	8 月 27 日	県知事へ廃置分合を申請
	10 月 1 日	県議会で廃置分合議案可決
	10 月 5 日	県知事が廃置分合を決定、総務大臣に届出
	10 月 28 日	総務大臣の告示
平成 17 年	3 月 18 日	閉庁式 (3 町)
	3 月 22 日	潟上市誕生

#### 4 合併協議の概要

平成 15 年	7 月 1 日	天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を設置 会長 天王町長 石川光男 副会長 昭和町長 千田鐵太郎 飯田川町長 小玉久男 委員 19 名
	7 月 12 日	第 1 回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 合併協議会会議運営規定 ・ 合併協議会会議傍聴規定 ・ 報酬及び費用弁償に関する規定 ・ 合併協議会事業計画 ・ 合併協議会予算
	8 月 4・5 日	岩手県北上市、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会を視察
	8 月 8 日	第 2 回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 合併の方式 ・ 合併の期日 (目標期日)
	8 月 27 日	第 3 回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 事務所の位置 (庁舎の利用方法) ・ 新市将来構想

平成 15 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税の取扱い</li> <li>・ 議員の定数、任期（決定方法）</li> </ul>
	9 月 17 日～	<p>新市まちづくりのための住民アンケート調査実施 15 歳以上無作為抽出 3,100 人</p>
	9 月 24 日～	<p>新市将来構想住民説明会 3 町内 12 箇所</p>
	9 月 25 日	<p>第 4 回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電算システムの取扱い</li> </ul>
	10 月 24 日	<p>第 5 回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新市の名称、新市の事務所の位置及び財産の取扱い等に関する小委員会（3 町長及び議会議長）」の設置</li> <li>・ 一般職員の身分の取扱い</li> <li>・ 特別職の身分の取扱い</li> </ul>
	11 月 14 日	<p>第 6 回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例、規則等の取扱い</li> <li>・ 一部事務組合等の取扱い</li> <li>・ 町名、字名の取扱い</li> <li>・ 消防団の取扱い</li> <li>・ 指定金融機関、支払い等に関する業務の取扱い</li> </ul>
	11 月 24 日	<p>新市まちづくり講演会 関西学院大学小西砂千夫教授 「市町村合併の動向と自治体の決断」 250 名参加</p>
	11 月 28 日	<p>第 7 回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用料、手数料等の取扱い （使用料等の取扱い）</li> <li>・ 慣行の取扱い</li> <li>・ 広報広聴関係事業の取扱い</li> </ul>



平成 15 年	12 月 19 日	<p>第 8 回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市の名称（名称の決定方法）</li> <li>・新市の事務所の位置（合併時の事務所の位置）</li> <li>・財産の取扱い（財産及び債務の取扱い）</li> <li>・ごみ収集運搬業務の取扱い</li> <li>・環境対策事業の取扱い</li> <li>・公立学校の通学区域の取扱い</li> </ul>
平成 16 年	1 月 23 日	<p>第 9 回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共的団体等の取扱い</li> <li>・文化振興事業の取扱い</li> <li>・社会教育関係事業の取扱い</li> </ul>
	2 月 13 日	<p>第 10 回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料、手数料等の取扱い （手数料の取扱い）</li> <li>・消防防災関係事業の取扱い</li> <li>・障害者福祉事業の取扱い</li> <li>・児童福祉事業の取扱い</li> <li>・生活保護事業の取扱い</li> <li>・建設関係事業の取扱い</li> <li>・上水道、下水道事業の取扱い</li> </ul>
	2 月 26 日	<p>第 11 回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口業務の取扱い</li> <li>・保健衛生事業の取扱い</li> <li>・健康づくり事業の取扱い</li> <li>・農林水産関係事業の取扱い</li> <li>・商工、観光関係事業の取扱い</li> </ul>
	3 月 26 日	<p>第 12 回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市の名称</li> <li>・国際交流事業の取扱い</li> <li>・納税関係事業の取扱い</li> <li>・交通関係事業の取扱い</li> </ul>

平成 16 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者福祉事業の取扱い</li> <li>・ 社会福祉協議会の取扱い</li> <li>・ 勤労者、消費者関連事業の取扱い</li> </ul>
	4 月 15 日	<p>第 13 回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員の定数、任期</li> <li>・ 農業委員会委員の定数、任期</li> <li>・ 納税関係事業の取扱い</li> <li>・ 保育園、幼稚園事業の取扱い</li> <li>・ 学校教育関係事業の取扱い</li> </ul>
	5 月 20 日	<p>第 14 回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財産の取扱い（財産区）</li> <li>・ 事務組織及び機構の取扱い</li> <li>・ 補助金、交付金等の取扱い</li> <li>・ 介護保険事業の取扱い</li> <li>・ その他の福祉事業の取扱い</li> </ul>
	6 月 22 日	<p>第 15 回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民健康保険事業の取扱い</li> <li>・ 自治組織（町内会等）の取扱い</li> <li>・ 集会施設の取扱い</li> <li>・ 総合発展計画、行財政改革大綱の取扱い</li> <li>・ 入札制度の取扱い</li> <li>・ 地域審議会の取扱い</li> </ul>
	7 月 13 日	<p>第 16 回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新市建設計画</li> <li>・ 合併の期日</li> <li>・ 合併協定書</li> </ul>
	7 月 23 日～	住民説明会（3 町内 12 箇所） 350 人参加
	9 月 21 日	<p>第 17 回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市章の制定について（協議）</li> </ul>

平成 16 年	12 月 20 日	第 18 回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 特別職の身分の取扱いの具体的調整 ・ 市章の制定について（最終選考）
平成 17 年	2 月 15 日	第 19 回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会 ・ 合併協議会の廃止について（報告） ・ 合併協議会出納監査及び決算見込みについて（報告） ・ 市長職務執行者の選任

### ① 合併の方式

合併特例法の特例による市制施行要件（人口 3 万人以上）を目指すことから「新設合併」とした。（平成 15 年 8 月 8 日第 2 回合併協議会）

### ② 合併の期日

以下の理由により、目標期日を平成 17 年 3 月 22 日とすることが、平成 15 年 8 月 8 日第 2 回合併協議会で確認され、平成 16 年 7 月 13 日第 16 回合併協議会で最終確認した。

#### 【期日の選定理由】

- ・ 合併特例法の有効期間内であること。
- ・ 16 年度から県の合併特例交付金が受けられること。
- ・ 新市発足の準備期間を十分確保できること。
- ・ 3 連休明けであることから、電算システムのスムーズな切替えが可能であること。
- ・ 学校等が春休み期間中であり、児童・生徒への影響が少ないこと。 等

### ③ 新市の名称の取扱い

新市名称については住民の関心が特に高く、慎重な協議が必要なことと、選定作業などに時間を要することから、まず公募を行い、新市名称候補選定小委員会を設置・検討の上、最終的に合併協議会で決定することを確認した。

合併協議会において、公募段階で 3 町の現名称も対象に含めるかどうかについて議論が重ねられたが、最終的には 3 町の名称は使用しないこととされた。

- ・ 公募 平成 15 年 12 月 22 日から平成 16 年 2 月 11 日  
3 町在住者または出身者、小学生以上対象
- ・ 応募総数 2,523 通 (1,154 種類)
- ・ 第 1 次選考 新市名称候補選定小委員会委員 6 名により、45 作品選定
- ・ 第 2 次選考 新市名称候補選定小委員会にてさらに 10 作品選定  
最終候補 10 作品
  - ・ 王和田市 (おうわだし)
  - ・ 湖南市 (こなんし)
  - ・ 三栄市 (さんえいし)
  - ・ 八郎市 (はちろうし)
  - ・ 水穂市 (みずほし)
  - ・ 潟上市 (かたがみし)
  - ・ 湖竜市 (こりゅうし)
  - ・ 豊郷市 (とよさとし)
  - ・ 穂波市 (ほなみし)
  - ・ みどり市 (みどりし)
- ・ 10 作品のうち、合併協議会にて各委員 2 点以内の投票  
投票結果 : 王和田市 7 票、潟上市 15 票、湖南市 5 票、湖竜市 1 票、  
豊郷市 1 票、八郎市 1 票、穂波市 4 票、水穂市 3 票、  
みどり市 2 票

平成 16 年 3 月 26 日第 12 回合併協議会において、会議運営規定に基づき、新市名称は全会一致で協議決定することを確認し、協議会会長が「15 票を集めた潟上市に決定してはいかがか」と提案し、全会一致で「潟上市 (かたがみし)」を新市の名称とすることを決定した。

#### ④ 新市事務所の位置の取扱い

はじめに、現庁舎の利用方法の確認において、3庁舎の置かれている物理的な背景からも、合併時には3庁舎に行政機能を振り分ける分庁方式とすること、3庁舎のいずれかを本庁舎（事務所の位置）とすることを確認した。

事務所の位置については、3町長及び議会議長からなる小委員会を設置して調整案を出すこととした。その結果、

- 「(1) 新市の事務所の位置は、新市の庁舎の建設までの間、南秋田郡天王町天王字上江川47番地100とする。
- (2) 新庁舎は本庁方式により天王町地内に建設するものとし、位置については昭和町、飯田川町の住民の利便性を考慮し、選定する。
- (3) 新庁舎の建設は新市建設計画に明記し、合併特例債の適用を受けられる期間中に建設する。
- (4) 庁舎の利用については、合併時は3町の庁舎に行政機能を振り分ける分庁方式とする。」

として、平成15年12月19日第8回合併協議会で確認した。

#### ⑤ 財産の取扱い

財産の取扱いについては、新市に引き継ぐことで調整されていたが、そのうち正の財産、つまり基金の取扱いについて調整が難航したため、新市名称の取扱い・事務所の位置とともに3点セットとして3町長及び議会議長からなる小委員会で検討することとした。その結果、

- 「(1) 3町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。
- (2) 昭和町豊川財産区、飯田川町下虻川財産区、飯田川町和田妹川財産区、飯田川町飯塚財産区は新市のそれぞれの財産区として存続するものとする。
- (3) 飯田川町下虻川財産区、飯田川町和田妹川財産区、飯田川町飯塚財産区の協議員は新市において設置する。」

として、平成15年12月19日第8回合併協議会で確認した。

## ⑥ 議会議員の任期及び定数の取扱い

議員の任期及び定数については、

- ①合併特例法を適用せず、定数 26 人以内（人口 5 万人未満の市）の設置選挙を新市設置から 50 日以内に実施し、任期を 4 年とするもの。
- ②合併特例法を適用し、定数 52 人以内（26 人の倍）の設置選挙を新市設置から 50 日以内に実施し、任期を 4 年とするもの。
- ③合併特例法（定数特例、在任特例）を適用し、合併後 2 年を超えない範囲に限り、旧町の議員全員が引き続き新市の議員として在任するもの。

以上の 3 つの選択肢から、合併協議会において決定することとした。

その結果、

「(1) 市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併の日から 11 ヶ月間引き続き新市の議会議員として在任する。

(2) 新市の議会議員の定数は、22 人とする。」

として、平成 16 年 4 月 15 日第 13 回合併協議会で確認した。

## ⑦ 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い

旧町における任期は 3 町とも合併の年の平成 17 年 7 月 19 日となっていた。

合併協議会事務局より、公職選挙法を準用し、合併の日から 50 日以内の選挙（定数 10～30 人）とするものや、合併特例法（在任特例）を適用し、10～80 人とするものなどの説明があったが、それらについて調査・検討し合併協議会において決定することを確認した。その結果、

「(1) 新市に 1 つの農業委員会を置き、3 町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併の日から平成 17 年 7 月 19 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(2) 新市の選挙による委員の定数は、16 人とする。また農業委員会等に関する法律第 12 条の規定による委員の定数は、6 人とする。

(3) 在任特例後、最初に行われる選挙は、農業委員会に旧町単位とする選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は、平成 16 年 3 月 31 日確定した選挙人名簿登録者数により調整する。」

として、平成 16 年 4 月 15 日第 13 回合併協議会で確認した。

## ⑧ 地方税の取扱い

以下の項目を平成 15 年 8 月 27 日第 3 回合併協議会で確認した。

- 「(1) 3 町で差異のない税制については、現行のとおりとする。
- (2) 3 町で差異のある税制については、平成 17 年度より次のとおり統一する。
- ①固定資産税の納期については、天王町及び飯田川町の例による。
  - ②軽自動車税の納期については、天王町及び昭和町の例による。
  - ③入湯税については、天王町の例による。
  - ④鉦産税については、昭和町の例による。」

## ⑨ 一般職の職員の身分の取扱い

以下の項目を平成 15 年 10 月 24 日第 5 回合併協議会で確認した。

- 「(1) 一般職の職員は、合併特例法第 9 条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新市において「定員適正化計画」を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (2) 職員の職名、職階については、人事管理及び職員の処遇の観点から合併時に統一する。
- (3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、合併後速やかに統一を図る。」

## ⑩ 新市建設計画

合併後の新市における将来指標の見通し、新市を建設していくための基本方針、それを実現するための主要施策・事業、公共施設の統合整備及び財政計画を中心に策定した。計画期間を平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間とし、平成 15 年 8 月策定の新市将来構想をベースにし、具体的項目について肉付けを行うこととした。

第 3 回合併協議会にて、新市建設計画策定方針確認。

平成 15 年 9 月 新市まちづくり住民アンケート実施。

新市将来構想住民説明会開催 (3 町 12 会場)

平成 15 年 10 月～平成 16 年 3 月

新市建設計画検討委員会 (委員 : 18 人、全 5 回)

平成 16 年 6 月 県知事協議

7 月 県合併支援本部了承、知事より異議なしの回答

平成 16 年 7 月 13 日 第 16 回合併協議会で確認した。

### ⑪ 特別職の職員の身分の取扱い

以下の項目を平成 15 年 10 月 24 日第 5 回合併協議会で確認した。

- 「(1) 特別職の設置、人数、任期については、法令等の定めるところによる。法令等の定めが無い場合は、新市において調整する。
- (2) 特別職の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。」

### ⑫ 条例・規則の取扱い

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整に基づき、次の区分により整備することを平成 15 年 11 月 14 日第 6 回合併協議会で確認した。

- 「(1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行される必要があるもの。
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行される必要があるもの。
- (3) 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの。」

### ⑬ 機構及び組織の取扱い

以下の項目を平成 16 年 5 月 20 日第 14 回合併協議会で確認した。

- 「(1) 新市の事務組織、機構については、次の方針に従い整備するものとする。
- ①市民にわかりやすく、かつ利用しやすい組織、機構。
  - ②市民の声を適切に反映することができる組織、機構。
  - ③指揮命令系統及び責任の所在が明確な組織、機構。
  - ④新市建設計画を円滑に遂行できる組織、機構。
  - ⑤行政課題や緊急時に即応できる組織、機構。
- (2) 合併時は、3 町の役場庁舎を分庁舎として有効活用し、行政機能の振り分けについては、次のとおりとする。
- ①旧天王町庁舎は、総務、企画の各部門及び選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会を配置する。
  - ②旧昭和町庁舎は、福祉、産業、建設、水道の各部門及び議会、農業委員会を配置する。
  - ③旧飯田川町庁舎は、市民部門及び教育委員会を配置する。
  - ④各庁舎に住民がよく利用する窓口業務を行う、総合窓口センターを設置する。」



#### ⑭ 使用料・手数料の取扱い

使用料の取扱いについては、平成15年11月28日第7回合併協議会において以下のとおり確認した。

「(1) 施設の使用料等については、施設の内容及び建設年度が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。ただし、同一または類似する施設等の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。

(2) 行政財産及び普通財産使用料については、合併時に統一する。」

手数料の取扱いについては、平成16年2月13日第10回合併協議会において以下のとおり確認した。

「(1) 3町で差異のない手数料については、現行のとおりとする。

(2) 3町で差異のある手数料については、合併時に統一する。」

#### ⑮ 一部事務組合等の取扱い

以下の項目を平成15年11月14日第6回合併協議会で確認した。

「(1) 3町で構成している湖南地区衛生処理組合及び2町で構成している昭和町飯田川町羽城中学校組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐものとする。

(2) 3町の一部が加入している男鹿地区消防一部事務組合、男鹿地区衛生処理一部事務組合、湖東地区行政一部事務組合及び井川町・飯田川町共有財産管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

(3) 3町が加入している秋田県市町村会館管理組合及び秋田県市町村総合事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

(4) 公平委員会事務については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市において現行の内容により委託する。

(5) 天王グリーンランド株式会社及び昭和町総合開発株式会社に対する出資に関する権利は、新市に引継ぎ、管理及び運営は現行のとおりとする。」

## 5 合併協定書の調印

平成 16 年 8 月 24 日、天王町総合体育館において、合併協議会委員や 3 町の議会議員、傍聴者など 180 人が出席し、天王町長、昭和町長、飯田川町長が、合併協議会で確認された 53 項目を記した協定書に調印した。

続いて、特別立会人の県知事と立会人の合併協議会委員が順次署名した。



合併協定調印式

## 6 法的手続き

### ① 合併関係市町村議会での関係議案の議決等

合併協定書の調印後、3 町において以下の廃置分合関係 6 議案を可決された。

- ・市町の廃置分合について
- ・市町の廃置分合に伴う財産処分について
- ・市町の廃置分合に伴う議会の議員の在任の特例について
- ・市町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期の特例について
- ・市町の廃置分合に伴う地域審議会の設置について
- ・市町の廃置分合により設置する市の議会の議員の定数について

議決日：平成 16 年 8 月 26 日

### ② 廃置分合申請

平成 16 年 8 月 27 日、3 町長が県知事に対し、地方自治法第 7 条第 1 項の規定に基づく廃置分合申請書を提出した。

### ③ 県議会での議決

廃置分合申請書の提出を受けた県知事は、平成 16 年秋田県議会 9 月定例会に廃置分合議案「議案第 192 号 市町の廃置分合について」を提案、同議案は、平成 16 年 10 月 1 日に可決された。

### ④ 県知事の決定・総務大臣への届出

廃置分合議案の可決後、県知事は平成 16 年 10 月 5 日付けで市町の廃置分合を決定し、同日付けで総務大臣に届け出た。

### ⑤ 総務大臣告示

総務大臣は、平成 16 年 10 月 28 日付け総務省告示第 828 号により告示した。

## 7 新市移行までの諸準備

県への廃置分合申請を済ませた 3 町では、新市への円滑な移行に向け、下記の手続きを進めた。

### ① 市長職務執行者の決定

潟上市長職務執行者 小玉久男（飯田川町長）

平成 17 年 1 月 31 日協議し、平成 17 年 2 月 15 日の第 19 回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会で報告した。

### ② 新市章の決定

選考方法：募集方向を定め、市章デザインを公募し、応募された中から平成 16 年 12 月 20 日開催の第 18 回合併協議会で一点を選考した。

- ・募集期間 平成 16 年 10 月 1 日から 10 月 31 日
- ・第 1 次選考 応募作品から 5 作品を選考
- ・第 2 次選考 5 作品の中から合併協議会で 1 点を選考
- ・市章の基準 潟上市のイメージにふさわしい市章デザインであること。  
市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。  
用紙の地色を含め 4 色以内。  
なお、グラデーション（ぼかし、濃淡）は不可。  
都道府県章、他市町村章や商標等と類似しないものであること。  
自作の未発表作品であること。
- ・採用デザインの趣旨 「生き生き 36000 の夢づくり 一人ひとりが輝くひとと環境に優しい田園都市」、赤と緑で人を形どり、緑と青で優しい環境、総合的に「潟上市」の「上」を形どりデザインとした。

### ③ 電算システムの統一

合併時に統合し、住民サービスの低下を招かないように調整することを平成 15 年 9 月 25 日第 4 回合併協議会にて確認した。

合併時の電算統合費用については、ハード分及びソフト分で約 3 億 5 千万円ほどであるが、これについては合併推進債、及び特別交付税を充当した。

#### ④ 例規の整備

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備した。

- ・ 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行される必要があるもの。(専決処分 128 件)
- ・ 合併後、一定の地域に暫定的に施行される必要があるもの。
- ・ 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの。

#### ⑤ 閉庁式

各庁舎とも平成 17 年 3 月 18 日に行われた。

##### 【天王庁舎】

役場正庁にて町職員が出席。町長あいさつ。町四役に花束贈呈。

##### 【昭和庁舎】

役場正面玄関にて町職員が出席。町長あいさつ。職員が町民歌斉唱。

町旗降納。町三役に花束贈呈。

##### 【飯田川庁舎】

役場正庁にて町議会議員、各団体の代表者など 150 人が出席。物故功労者に対する黙祷、町民憲章朗唱後、町長あいさつ。町議長、県議祝辞。町長・議長による町旗降納。出席者全員で町民歌斉唱。

## 8 新市誕生後の主な動き

### ① 合併初日の状況

平成 17 年 3 月 22 日

- 6 : 30 市長職務執行者による専決処分（決裁・署名）
- 7 : 30 市幹部職員に辞令交付
- 9 : 30 選挙管理委員会開催
- 10 : 00 固定資産評価審査委員会委員に辞令交付
- 10 : 30 教育委員会委員に辞令交付
- 13 : 00 市消防団、防犯指導隊、交通指導隊に辞令交付
- 15 : 00 職員に訓示（3 庁舎にて）

### ② 合併記念式典

合併 1 年後の平成 18 年 3 月 21 日、潟上市天王総合体育館を会場に「潟上市合併記念式典」を開催。潟上市民、国・県関係者、近隣市町村長など約 600 人が出席した。

- ・市長あいさつ
- ・祝辞

市議会議長

横山忠弘総務相消防庁国民保護・防災部防災課広域応援対策官（総務大臣代理）

県知事

- ・総務大臣表彰

千田鐵太郎（旧昭和町長）

赤平末次郎（旧昭和町議会議長）

小玉久男（旧飯田川町長）

門間英也（旧飯田川町議会議長）

石川光男（旧天王町長）

後藤一志（旧天王町議会議長）

- ・感謝状

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会委員 22 人

- ・表彰

大沢艶子（市民歌作詞）

四反田素幸（市民歌作曲、秋田大教授）

- ・「市民憲章」「市民歌」「市の花・木・鳥」制定・発表

- ・天王中学校・天王南中学校・羽城中学校の吹奏楽部（総勢 88 人）による、市民歌演奏、斉唱

- ・市民憲章朗読（佐藤小枝子市民憲章策定委員）、市民憲章朗唱（出席者全員）

### ③ 新市初議会

潟上市の初議会は、潟上市長職務執行者により、平成 17 年 3 月 28 日から 3 日間の日程で、潟上市役所昭和庁舎議場において招集された。初議会には市議会議員 51 人が出席し、市当局からは市長職務執行者のほか教育長、部長、課長らが出席した。はじめに年長議員の淡路五十一臨時議長が開会宣言をした後、議長選挙が行われ、初代議長に赤平末次郎氏、副議長に門間英也氏を選出した。このほか、一部事務組合議員の選出、各常任委員会の構成委員を決定した。主な上程議案は次のとおりで、原案のとおり承認・可決された。

- ・ 議会運営に関する議案
- ・ 新市発足時に伴う専決処分
- ・ 各会計暫定予算案 など

なお、在任特例期間 11 ヶ月を在職する。

### ④ 市長選挙

潟上市長選挙は、平成 17 年 4 月 10 日告示され、2 氏が立候補した。

平成 17 年 4 月 17 日に投票が行われ、12,456 票を獲得し新市長に石川光男が当選した。次点との差は 3,539 票、有権者数 29,052 人、投票率 74.33%であった。

### ⑤ 新市長による議会の招集

新市長は、平成 17 年 6 月 14 日、第 1 回潟上市議会定例会を招集し、平成 17 年度予算案等、以下の議案が上程された。

- ・ 平成 17 年度予算案（一般会計ほか 13 件）
- ・ 平成 17 年度特別会計への繰り入れについて
- ・ 監査委員・固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ・ 教育委員会委員の任命について など

いずれも原案のとおり同意、可決された。

### ⑥ 在任特例後の議会議員選挙

平成 18 年 1 月 22 日在任特例期間満了に伴う合併後初の市議会議員一般選挙が告示され、定数 22 人に対して 33 人が立候補した。

平成 18 年 1 月 29 日に選挙が行われ 22 人の議員が決定した。次点との差は 60 票、有権者数 29,243 人、投票率 75.92%であった。

### ⑦ 決算審査の状況

平成 16 年度旧 3 町及び湖南地区衛生処理組合、羽城中学校組合、それに合併後の潟上市についての決算審査は、平成 17 年第 2 回定例会において行われた。各常任委員会において審査され、最終日に委員長が報告し、全会一致で認定された。

# 合併協定書

天王町・昭和町・飯田川町

## 1 合併の方式

天王町、昭和町、飯田川町（以下「3町」という。）を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

## 2 合併の期日

合併の期日は、平成17年3月22日とする。

## 3 新市の名称

新市の名称は、潟上市（かたがみし）とする。

## 4 新市の事務所の位置

- (1) 新市の事務所の位置は、新市の庁舎の建設までの間、南秋田郡天王町天王上江川47番地100とする。
- (2) 新市の庁舎は本庁方式により天王町地内に建設するものとし、位置については昭和町、飯田川町の住民の利便性を考慮し、選定する。
- (3) 新市の庁舎の建設は新市建設計画（財政計画を含む）に明記し、合併特例債の適用を受けられる期間中に建設する。
- (4) 庁舎の利用については、合併時は3町の庁舎に行政機能を振り分ける分庁方式とする。

## 5 財産の取扱い

- (1) 3町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。
- (2) 昭和町豊川財産区、飯田川町下虻川財産区、飯田川町和田妹川財産区、飯田川町飯塚財産区は、新市のそれぞれの財産区として存続するものとする。
- (3) 飯田川町下虻川財産区、飯田川町和田妹川財産区、飯田川町飯塚財産区の協議員は、新市において設置する。

## 6 議会議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号、以下「合併特例法」という。）第7条第1項第1号の規定を適用し、合併の日から11ヶ月間引き続き新市の議会議員として在任する。
- (2) 新市の議会議員の定数は、22人とする。

## 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新市に1つの農業委員会を置き、3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併の日から平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- (2) 新市の選挙による委員の定数は、16人とする。また農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第12条の規定による委員の定数は、6人とする。
- (3) 在任特例後、最初に行われる選挙は、農業委員会に旧町単位とする選挙区を設置する。た



だし、各選挙区の委員の定数は、平成16年3月31日確定した選挙人名簿登録者数により調整する。

## 8 地方税の取扱い

- (1) 3町で差異のない税制については、現行のとおりとする。
- (2) 3町で差異のある税制については、平成17年度より次のとおり統一する。
  - ①固定資産税の納期については、天王町及び飯田川町の例による。
  - ②軽自動車税の納期については、天王町及び昭和町の例による。
  - ③入湯税については、天王町の例による。
  - ④鉱産税については、昭和町の例による。

## 9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 一般職の職員は、合併特例法第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新市において「定員適正化計画」を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (2) 職員の職名・職階については、人事管理及び職員の処遇の観点から合併時に統一する。
- (3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、合併後速やかに統一を図る。

## 10 特別職の身分の取扱い

- (1) 特別職の設置・人数・任期については、法令等の定めるところによる。法令等の定めがない場合は、新市において調整する。
- (2) 特別職の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。

## 11 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行される必要があるもの。
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行される必要があるもの。
- (3) 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの。

## 12 事務組織及び機構の取扱い

- (1) 新市の事務組織・機構については、次の方針に従い整備するものとする。
  - ①市民に分かりやすく、かつ利用しやすい組織・機構
  - ②市民の声を適切に反映することができる組織・機構
  - ③指揮命令系統及び責任の所在が明確な組織・機構
  - ④新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
  - ⑤行政課題や緊急時に即応できる組織・機構
- (2) 合併時は、3町の役場庁舎を分庁舎として有効活用し、行政機能の振り分けについては、

次のとおりとする。

- ①旧天王町庁舎は、総務、企画の各部門及び選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会を配置する。
- ②旧昭和町庁舎は、福祉、産業、建設、水道の各部門及び議会、農業委員会を配置する。
- ③旧飯田川町庁舎は、市民部門及び教育委員会を配置する。
- ④各庁舎に住民がよく利用する窓口業務を行う、総合窓口センターを設置する。

## 13 一部事務組合等の取扱い

- (1) 3町で構成している湖南地区衛生処理組合及び2町で構成している昭和町飯田川町羽城中学校組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐものとする。
- (2) 3町の一部が加入している男鹿地区消防一部事務組合、男鹿地区衛生処理一部事務組合、湖東地区行政一部事務組合及び井川町・飯田川町共有財産管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (3) 3町が加入している秋田県市町村会館管理組合及び秋田県市町村総合事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (4) 公平委員会事務については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市において現行の内容により委託する。
- (5) 天王グリーンランド株式会社及び昭和町総合開発株式会社に対する出資に関する権利は、新市に引き継ぎ、管理及び運営は現行のとおりとする。

## 14 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 使用料等の取扱いについては、次のとおりとする。
  - ①施設の使用料等については、施設の内容及び建設年度が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設等の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。
  - ②行政財産及び普通財産使用料については、合併時に統一する。
- (2) 手数料の取扱いについては、次のとおりとする。
  - ①3町で差異のない手数料については、現行のとおりとする。
  - ②3町で差異のある手数料については、合併時に統一する。

## 15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、その統合について調整に努めるものとする。

- (1) 2町以上で共通の団体については、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう、調整に努める。

## 16 補助金、交付金等の取扱い

各種団体等への補助金、交付金等については、各町の従来からの経緯・実情等を考慮しつつ、新市において調整する。

- (1) 3町に共通する補助金については、制度の統一化に向けて調整する。
- (2) 各町単独の補助金については、事業の実績を踏まえ、調整する。

## 17 町名、字名の取扱い

字の名称及び区域は原則として従前のおりとし、大字名については合併前において各町で調整する。

## 18 慣行の取扱い

- (1) 市章については、新市において定める。
- (2) 市の木、花、鳥、魚については、新市において制定を検討する。
- (3) 市歌、市民憲章及び各種宣言については、新市において制定を検討する。
- (4) 表彰制度については、新市において定める。ただし、名誉町民、町特別功労者、町功労者は、新市に引き継ぐものとする。

## 19 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険税の納期については、8期とする。
- (2) 国民健康保険税については、合併時は不均一課税とし、平成18年度から段階的に税率を調整し、平成20年度から税率を統一する。なお、賦課方式は、平成20年度から資産割をとりやめ、所得割、均等割、平等割の3方式とする。
- (3) 国民健康保険運営協議会については、新市において設置する。
- (4) 保険給付事業の出産育児一時金及び葬祭費については、現行のおりとする。出産資金貸付及び高額療養費貸付については、合併時までに調整する。
- (5) 国民健康保険助成事業については、合併時までに調整する。

## 20 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護認定審査会の設置については、引き続き共同処理事務を実施できるよう構成団体と合併時までに調整する。
- (2) 介護保険料については、平成17年度まで現行のおりとし、平成18年度から統一する。納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、8期とする。
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に基づく介護保険事業計画については、新市において策定する。
- (4) 低所得者利用者負担対策事業については、合併時までに調整する。
- (5) 介護保険財政安定化基金貸付金及び拠出金については、新市に引き継ぐものとする。

## 21 消防団の取扱い

消防団は、合併時に統合する。

なお、当面、旧町消防団を支団とするが、新市において消防行政に関する審議を行う組織を設置し、消防団の組織体制について検討するものとする。

## 22 自治組織(町内会等)の取扱い

- (1) 自治組織の名称及び区域については、原則として現行のおりとする。同一の名称については、合併時までに調整を図る。
- (2) 会長の身分については、自治組織の育成・強化の必要性を考慮し、非常勤の特別職とする。
- (3) 会長の職務及び連合組織については、当面、現行のおりとし、新市において調整する。
- (4) 自治活動に対する助成及び広報等連絡物の配布については、当面、現行のおりとし、新市において調整する。
- (5) コミュニティ協議会の区域については、現行のおりとし、名称については、合併時までに調整を図る。
- (6) コミュニティ協議会に対する助成については、当面、現行のおりとし、新市において調整する。

## 23 地域審議会の取扱い

- (1) 合併特例法第5条の4第1項に基づき、合併前の昭和町、飯田川町の区域を単位として、それぞれの区域に地域審議会を設置する。
- (2) 地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項を、次の「地域審議会の設置に関する協議」のおり定めるものとする。

### 地域審議会の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり合併前の昭和町及び飯田川町の区域ごとに地域審議会を置く。

名 称	設 置 の 区 域
昭和地区地域審議会	合併前の昭和町の区域
飯田川地区地域審議会	合併前の飯田川町の区域

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、合併日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、それぞれの区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の進捗状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第4条 地域審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

3 委員の再任は妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、年1回以上開催するものとする。

3 委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、会議を招集しなければならない。

4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議長は、会長が務めるものとする。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

8 会議は、公開するものとする。ただし、議長は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、自治組織を担当する部局において処理する。

(雑則)

第9条 地域審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この協議は、平成17年3月22日から施行する。

## 2.4 各種事務事業の取扱い

### 2.4-1 国際交流事業

国際交流事業については、新市において調整する。

### 2.4-2 電算システム事業

電算システムについては、合併時に統合し、住民サービスの低下を招かないように調整する。

### 2.4-3 広報広聴関係事業

(1) 新市において、広報紙を毎月1日と15日に発行する。

(2) 新市において、ホームページを開設する。

(3) 新市において、市勢要覧を発行する。

(4) 新市において、行政懇談会を設けるなど、住民の行政に対する意見・要望等の広聴に十分配慮する。

### 2.4-4 納税関係事業

(1) 納税貯蓄組合補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。

(2) 納税貯蓄組合連合会については、新市において統合できるように調整に努める。補助金については、新市において調整する。

(3) 法人納税組合に対する補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。

(4) 確定申告納税相談については、当面、現行のとおりとする。

### 2.4-5 消防防災関係事業

(1) 防災関係事業については、情報の伝達方法に配慮しながら、新市において調整する。

(2) 防災会議は、合併時に設置し、地域防災計画は、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。

(3) 水防計画は、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、飯田川町の現計画を運用する。

(4) 災害弔慰金等は、合併時に統一する。

### 2.4-6 交通関係事業

(1) 地方バス路線維持のための公共交通機関の確保については、当面、現行のとおりとし、新市において運行路線等を検討する。

(2) JR駅の管理委託については、新市において調整する。

(3) 交通安全対策協議会及び交通指導隊については、新市において設置する。

(4) チャイルドシート購入補助については、天王町の例による。

(5) 防犯指導隊員については、新市において設置する。

(6) 既存防犯灯は新市で管理する。新規防犯灯に係る受益者負担金については、合併時までに調整する。

#### 24-7 窓口業務

各庁舎に総合窓口センターを設置し、住民サービスの向上に努めるものとする。

#### 24-8 保健衛生事業

- (1) 母子保健事業の幼児健診については、現行のとおり実施し、実施回数等については合併時までに調整する。乳児健診の対象月齢については、昭和町の例による。また、妊婦健診については、天王町及び昭和町の例による。
- (2) 予防接種事業については、現行のとおり実施し、実施回数等については合併時までに調整する。
- (3) 結核予防事業については、現行のとおりとする。
- (4) 老人保健事業については、対象者、実施方法及び自己負担額を合併時に再編する。
- (5) 機能訓練事業については、介護保険サービス・介護予防事業で対応し、合併時に廃止する。

#### 24-9 障害者福祉事業

障害者福祉事業の国又は県等が定める制度については、その要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。

- (1) 障害者基本計画については、新市において策定する。
- (2) 特別障害者手当等については、現行のとおりとする。
- (3) 障害者年金（居宅支援金）については、合併時に再編する。
- (4) 小規模作業所運営補助事業、小規模作業所等通所者交通費補助金については、現行のとおりとする。
- (5) 身体障害者補装具の交付・修理については、天王町及び昭和町の例による。
- (6) 日常生活用具給付事業等については、現行のとおりとする。

#### 24-10 高齢者福祉事業

(1) 国又は県等が定める制度については、事業実施要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。

- ①老人日常生活用具給付事業、家族介護慰労金については、現行のとおりとする。
  - ②家族介護用品支給事業については、昭和町及び飯田川町の例による。
  - ③在宅介護支援センターについては、基幹型は天王町に1ヵ所、地域型は旧町3ヵ所とする。
  - ④緊急通報体制等整備事業等については、合併時までに調整する。
- (2) 各町独自に制度の充実に努めている事業については、従来の実績を尊重し、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。
- ①敬老式については、年内満75歳以上を対象に、当面、旧町地区の敬老式として残し、内容等を新市において調整する。
  - ②金婚式については、合併時に廃止する。

③在宅高齢者等介護手当支給事業については、合併時に廃止する。

④長寿祝金については、合併時に再編する。

#### 24-11 児童福祉事業

児童福祉事業の国又は県等が定める制度については、その要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。

- (1) 障害児福祉手当等については、現行のとおりとする。
- (2) 放課後児童対策事業については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。

#### 24-12 保育園・幼稚園事業

- (1) 保育料については、国の基準を原則に、合併時までに調整する。ただし、旧飯田川町地区に居住する5歳児の保育料は、平成17年度は全額、平成18年度は3分の2、平成19年度は3分の1減免した金額とする。
- (2) 特別保育事業については、新市において調整する。
- (3) 幼稚園使用料については、天王町の例による。ただし、旧飯田川町地区の幼稚園使用料については、幼保一体化を考慮し、保育料と同一とする。
- (4) 幼稚園就園奨励費補助金及びすこやか子育て支援事業費補助金については、現行のとおりとする。
- (5) 幼児バスの運行については、当面、現行のとおりとし、新市において運行経路等を検討する。

#### 24-13 生活保護事業

生活保護事業については、新市において福祉事務所を設置し、国又は県等が定める各種の制度について、その法令・要綱等に準拠しながら実施する。

#### 24-14 その他の福祉事業

- (1) 戦没者追悼式については、新市において統合し、実施する。
- (2) 民生委員推薦会については、新市において設置する。
- (3) 行旅困窮者の援助については、合併時に再編する。

#### 24-15 社会福祉協議会

社会福祉協議会への事業委託については、社会福祉協議会の実情を尊重しながら、調整に努める。

#### 24-16 健康づくり事業

- (1) 健康まつりについては、新市のイベントに併せて実施する。
- (2) 各種団体（地区組織）については、当面、現行のとおりとし、それぞれの実情を尊重しながら、新市において組織づくりができるように調整に努める。
- (3) 健康教室等については、合併時までに調整し、統一して実施する。

#### 24-17 ごみ収集運搬業務

- (1) 一般廃棄物収集運搬体制については、平成17年度から統一する。
- (2) ごみ袋等の取扱いについては、当面、現行のとおりとし、新市において販売方法を調整する。

#### 24-18 環境対策事業

- (1) 生ごみ堆肥化補助事業については、平成17年度から天王町の例により実施する。
- (2) 廃棄物減量等推進委員会、廃棄物減量等推進協議会及び環境審議会については、新市において設置する。
- (3) 公害対策事業については、新市において実施する。
- (4) 廃棄物処理計画等については、新市において策定する。
- (5) し尿処理については、当面、現行のとおりとする。
- (6) 合併後、公共施設のISO14001認証取得に努めるものとする。
- (7) 犬の登録事務については、現行のとおりとする。

#### 24-19 農林水産関係事業

- (1) 農業振興地域整備計画及び地域水田農業ビジョンについては、新市において新たに策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。
- (2) 生産目標数量配分等については、新市において調整する。
- (3) その他の農業関係事業については、次のとおり実施するものとする。
  - ①国・県補助事業については、新市においても引き続き実施する。
  - ②町単独事業及び補助金については、従来からの経緯、実情に配慮しつつ新市において調整する。
- (4) 農業関係協議会等については、それぞれの実情を尊重しながら調整に努める。
- (5) 農村環境計画、森林整備計画については、新市において新たに策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。
- (6) 土地改良関係事業、林業、漁業については、次のとおり実施するものとする。
  - ①県営土地改良事業については、新市においても引き続き実施する。
  - ②国・県補助事業については、新市においても引き続き実施する。
  - ③町単独事業については、従来からの経緯、実情に配慮しつつ新市において調整する。

#### 24-20 商工、観光関係事業

- (1) 中小企業に対する融資については、合併時までに調整する。
- (2) 工場誘致に係る奨励措置については、昭和町の例による。ただし、優遇措置については、新市において調整する。なお、合併時において奨励措置を受けているものについては、その現行の制度を適用する。
- (3) 観光施設の管理運営については、現行のとおりとし、八郎潟ハイツについては合併時までに調整する。
- (4) 各種の観光イベントについては、主催団体と協議し、新市においても継続実施する。

#### 24-21 勤労者、消費者関連事業

- (1) 勤労者関連事業については、勤労者の支援の観点から、引き続き福祉増進に努める。
- (2) 消費者関連事業については、消費者保護の観点から、引き続き施策等の推進に努める。

#### 24-22 建設関係事業

- (1) 道路事業・公営住宅事業の取扱いについては次のとおりとする。
  - ①町道については、新市に引き継ぐものとする。
  - ②道路除雪については、新市において道路除雪計画を策定する。
  - ③道路認定基準については、合併時までに調整する。
  - ④道路占用料については、合併時に再編する。
  - ⑤公営住宅の家賃については、公営住宅法に基づき現行のとおりとする。
- (2) 都市計画関係事業の取扱いについては次のとおりとする。
  - ①都市計画マスタープランについては、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。
  - ②都市計画区域については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
  - ③都市計画審議会については、新市において設置する。
  - ④都市公園については、新市に引き継ぐものとする。
  - ⑤都市計画決定を受けた都市計画道路については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
  - ⑥宅地開発に関する事務については、新市において開発指導要綱を策定する。

#### 24-23 上水道、下水道事業

- (1) 上水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。
  - ①上水道及び簡易水道事業特別会計については、合併時に統一する。
  - ②上水道及び簡易水道の給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
  - ③上水道及び簡易水道の給水料金については、当面、現行のとおりとする。
  - ④メーター使用料については、合併時に統一する。メーターは全て貸付とし、口径別に水道料金と合わせて徴収する。
  - ⑤新規加入金については、合併時に統一する。
  - ⑥手数料については、合併時に統一する。
- (2) 下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。
  - ①公共下水道事業及び農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
  - ②公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計については、それぞれ合併時に統一する。
  - ③公共下水道事業及び農業集落排水事業の使用料については、当面、現行のとおりとし、平成20年度から統一する。
  - ④公共下水道事業及び農業集落排水事業の受益者負担金・分担金については、平成20年度から統一する。
  - ⑤排水設備工事指定店登録手数料については、昭和町の例による。

⑥排水設備工事検査手数料については、天王町の例による。

⑦水洗便所改造資金融資幹旋及び利子補給については、昭和町の例による。

#### 24-24 公立学校の通学区域

公立学校の小学校、中学校の通学区域については、当面、現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整する。

#### 24-25 学校教育関係事業

- (1) 奨学金貸付事業については、当面、現行のとおりとし、新市において、速やかに統合できるように調整に努める。
- (2) 修学旅行助成事業については、合併時に廃止する。
- (3) 要保護・準要保護児童生徒就学援助及び特殊教育就学奨励制度については、現行のとおりとする。
- (4) 学校給食については、現行のとおりとする。
- (5) 遠距離通学費補助事業については、合併時に廃止する。

#### 24-26 文化振興事業

- (1) 文化祭については、当面、旧町地区の文化祭として残し、新市において統合を検討する。
- (2) 文化財保護審議会については、新市において設置する。
- (3) 指定文化財については、新市に引き継ぐものとする。

#### 24-27 集会施設

- (1) 本館・地区館・児童館・コミュニティ施設・福祉施設等の維持管理及び新築・増築・修繕については、新市において行う。
- (2) 公民館分館等の地域集会所の維持管理及び運営費補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において速やかに「公共集会施設検討委員会」(仮称)を設置し再編する。また、新築・増築・修繕については、昭和町の例による。

#### 24-28 社会教育関係事業

- (1) 社会教育関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。  
社会教育については、社会教育計画に基づき、住民の教育向上及び生活文化の振興のために充実した環境を整備する。
  - ①社会教育計画については、新市において策定する。
  - ②社会教育委員及び公民館運営審議会は、新市において設置する。
  - ③図書館事業については、合併時までに調整する。
  - ④成人式については、新市において統合し、実施する。
  - ⑤各種講座については、新市において調整する。
- (2) 社会体育関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。  
社会体育については、住民がスポーツを通して、心身の健全な育成と体力づくりができるよ

う充実した環境を整備する。

- ①現在、各町で行っている各種スポーツ大会については、継続して実施するが、共通する大会で、全体で実施したほうが効果的なものは、新市において見直し検討を図る。
- ②町民運動会については、当面、旧町地区の運動会として残し、その後統合を検討する。
- ③体育指導委員については、新市において設置する。
- ④各種スポーツ教室及び講習会については、新市において調整する。

#### 24-29 その他の事業

##### (1) 総合発展計画・行財政改革大綱

- ①総合発展計画については、新市建設計画を基本とし、新市において基本構想及び基本計画等を策定する。
- ②行財政改革大綱については、新市において速やかに策定する。

##### (2) 指定金融機関、支払い等に関する業務

- ①新市の指定金融機関は、株式会社秋田銀行とする。
- ②収納代理金融機関については、住民の利便性を考慮し、銀行、農協、信用金庫及び郵便局を指定する。

##### (3) 入札制度

入札制度については、合併時までに調整する。ただし、入札参加申請・受付については、天王町及び飯田川町の例による。

##### (4) 年末年始の休日

新市の年末年始の休日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

#### 25 新市建設計画

新市建設計画は、別添のとおりとする。


# 調 印 書

特 別 立 会 人


天王町、昭和町、飯田川町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく天王町・昭和町・飯田川町合併協議会において合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

秋田県知事 寺田典城

平成 16 年 8 月 24 日

天王町長 石川 圭 泉 

昭和町長 千田 鐵 太郎 

飯田川町長 山 玉 久 男 

立 会 人

合併協議会委員 藤 一 志

合併協議会委員 堀 井 克 見

合併協議会委員 千 田 正 英

合併協議会委員 赤 平 孝 治 郎

合併協議会委員 山 林 友 明

合併協議会委員 大 沢 一 義

合併協議会委員 門 間 英 也

合併協議会委員 佐 藤 正 信

合併協議会委員 伊 藤 榮 悦

合併協議会委員 佐 木 吉 男

合併協議会委員 鈴 木 久 米 雄

合併協議会委員 三 浦 卜 子

合併協議会委員 錦 岡 哲

合併協議会委員 南 都 武 男

合併協議会委員 岩 路 徹

合併協議会委員 伊 藤 義 弘

合併協議会委員 鈴 木 政 亞

合併協議会委員 小 玉 喜 久 子

合併協議会委員 三 浦 貞 一